様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年　8月　6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ぼーるどらいと  一般事業主の氏名又は名称　ボールドライト株式会社  （ふりがな）みやもと　あきひろ  （法人の場合）代表者の氏名　宮本　章弘  住所　〒160-0023  東京都新宿区西新宿3丁目9番7号　フロンティア新宿タワー4F  法人番号　6010701037409  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社コーポレートサイト  「DX推進とSDGsの貢献に関して」 | | 公表日 | 2021年　7月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://boldright.co.jp/dx-ready/  「当社のDX推進戦略」 | | 記載内容抜粋 | 代表メッセージ  ボールドライトは2019年の設立以来、「デジタルテクノロジーを通じた、より豊かな社会の実現」を核とし、主に観光DX事業における地域や社会の課題解決を追求しています。 今後は、観光DXプラットフォームの実装だけでなく、関連する業界におけるDX推進も重要な課題と捉え、顧客に寄り添ったサービスの開発・提供に注力していきます。 ボールドライトは、デジタル変革をリードする企業としてDX推進に取り組むことで、持続可能な社会づくりに貢献してまいります。  代表取締役 宮本 章弘  より豊かで持続可能な未来を創る  〜中略〜  1.観光DXプラットフォーム「Platinumaps」の導入の促進  ボールドライトが開発、提供する「Platinumaps」の導入及び支援を行うことで、各地域が抱える観光に対する課題解決を目標とし、観光客の誘致・観光地の回遊率の向上が実現するよう、観光DXプラットフォームとしての役割を最大限に発揮できることを目指します。 導入時、導入後の支援体制を整え、全従業員が一丸となりDXを推進していきます。  〜中略〜  ボールドライトは観光業界のDXを牽引いたします  〜図中略〜  ボールドライトは観光DXプラットフォームを基盤とした目的、移動、消費を一気通貫で提供できるようにいたします。 観光マップで目的地を提示し、移動手段としてシームレスな移動体験の提供を行うと同時に、予約・決済を取り入れることで、観光のエコシステムとして欠かせないサービスの提供を目指します。 お客様には、利用者の行動データをリアルタイムに分析できる環境を用意し、観光客誘致や観光地の回遊率を向上させる施策として活用いただき、デジタル化による新しい観光体験を共に提供していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2021年7月15日　当社代表取締役及び取締役による経営会議にて承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社コーポレートサイト  「DX推進とSDGsの貢献に関して」 | | 公表日 | 2021年　7月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://boldright.co.jp/dx-ready/  「当社のDX推進戦略」「SDGsへの取り組み」 | | 記載内容抜粋 | より豊かで持続可能な未来を創る  （一部抜粋）  2.支援体制の整備  サービスの導入及び運用支援とDX推進を進めるため、観光DXユニットを設置。 お客様の現在の課題や描く未来をヒアリングし、最適な形での導入を支援すると同時に、観光やデジタルに関する知識を常にアップデートすることでお客様に適したソリューションのご提案を目指します。 支援体制としてもIT推進責任者である代表取締役の直管に置く事で、効率的なDX戦略の推進を図っていきます。  4.時代に即したサービスの提供  ウィズコロナの世界でニューノーマルに対する各方面での早急な対策が必要とされる中、益々デジタル化が加速すると認識しています。 ボールドライトとしても、施設や店舗などのリアルタイムの混雑情報の配信や、非接触、観光客の分散、回遊率の向上などを目的としたデジタルスタンプラリーの提供を行い、お客様の課題に寄り添うことで必要とされるサービスの開発・提供を目指しています。 今後もボールドライトは各方面でのDXを推進していき、ソフトウェアやIoTを最大限活用したサービスの提供を行っていきます。  ボールドライトは観光業界のDXを牽引いたします  （一部抜粋）  お客様には、利用者の行動データをリアルタイムに分析できる環境を用意し、観光客誘致や観光地の回遊率を向上させる施策として活用いただき、デジタル化による新しい観光体験を共に提供していきます。  SDGsへの取り組み  （一部抜粋）  産業と技術革新の基礎をつくろう  社内ツールとして常に最新技術を活用した運用を心がけ、生産性の向上に努めます。 同様にお客様に対しても、多様なニーズに対応したサービスの提供目指し、最新技術を活用した地域経済の創造に貢献します。  質の高い教育をみんなに  DXを推進していくために、IT人材の発掘・育成を積極的に行っていき、社内の教育体制を整えていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2021年7月15日　当社代表取締役及び取締役による経営会議にて承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://boldright.co.jp/dx-ready/  「当社のDX推進戦略」「SDGsへの取り組み」 | | 記載内容抜粋 | より豊かで持続可能な未来を創る  （一部抜粋）  2.支援体制の整備  サービスの導入及び運用支援とDX推進を進めるため、観光DXユニットを設置。 お客様の現在の課題や描く未来をヒアリングし、最適な形での導入を支援すると同時に、観光やデジタルに関する知識を常にアップデートすることでお客様に適したソリューションのご提案を目指します。 支援体制としてもIT推進責任者である代表取締役の直管に置く事で、効率的なDX戦略の推進を図っていきます。  SDGsへの取り組み  （一部抜粋）  質の高い教育をみんなに  DXを推進していくために、IT人材の発掘・育成を積極的に行っていき、社内の教育体制を整えていきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://boldright.co.jp/dx-ready/  「当社のDX推進戦略」「SDGsへの取り組み」 | | 記載内容抜粋 | より豊かで持続可能な未来を創る  （一部抜粋）  ボールドライトは観光業界のDXを牽引いたします  〜図中略〜  ボールドライトは観光DXプラットフォームを基盤とした目的、移動、消費を一気通貫で提供できるようにいたします。 観光マップで目的地を提示し、移動手段としてシームレスな移動体験の提供を行うと同時に、予約・決済を取り入れることで、観光のエコシステムとして欠かせないサービスの提供を目指します。  SDGsへの取り組み  （一部抜粋）  産業と技術革新の基礎をつくろう  社内ツールとして常に最新技術を活用した運用を心がけ、生産性の向上に努めます。 同様にお客様に対しても、多様なニーズに対応したサービスの提供目指し、最新技術を活用した地域経済の創造に貢献します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社コーポレートサイト  「DX推進とSDGsの貢献に関して」 | | 公表日 | 2021年　7月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://boldright.co.jp/dx-ready/  「DX戦略に係る計画」 | | 記載内容抜粋 | DX推進戦略に係る計画  ・約1,700市町村へのサービスの提供による観光DXの推進  ・年間約1,500件開催されているスタンプラリーイベントへの導入  ・MaaSプラットフォームとしてシームレスな移動体験の提供  ・観光マップ上でのシームレスな予約、決済の提供 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2021年　7月　23日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイトにて記載  https://boldright.co.jp/dx-ready/ | | 発信内容 | 代表メッセージ  （一部抜粋）  今後は、観光DXプラットフォームの実装だけでなく、関連する業界におけるDX推進も重要な課題と捉え、顧客に寄り添ったサービスの開発・提供に注力していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　5月頃　～　2025年　6月頃 | | 実施内容 | 別添にて「DX推進指標」　自己診断フォーマットver2.4を提出いたします。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　7月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTIONにて二つ星を宣言いたしました。  https://boldright.co.jp/dx-ready/ |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。